

ひまわり通信

vol.11 2014.Autumn



兼六園にて 撮影:桜田由紀

- 02 [御 挨拶] 弁護士法人 八王子ひまわり法律事務所 代表社員 弁護士 古川 健太郎
-
- 03 [寄 稿 文] 相続税の増税思う!! 税理士 谷口 健吉
- 06 [論 文] 交通事故～被害車両に関する損害(物損)について～ 弁護士 真野 文恵
- 08 [論 文] 暴力団排除条例のお話～企業対応を中心に～ 第3回 弁護士 大山 晃平
- 10 [御 挨拶] 自己紹介 弁護士 内野 裕介

～ 御挨拶 ～

皆様におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早いもので西川所長が逝去されてから1年が経とうとしています。この間、当事務所は、事務所の継続性、安定性、発展性及び組織力を高めることで、依頼者の皆様へさらに質の高いリーガルサービスを提供すべく、本年1月より法人化しました。また、1月に内野裕介弁護士が加入し、5月に中村広志弁護士が独立しました。

事務所の代表となった当初は、西川所長という大黒柱を失った事務所をどこまで継続していけるのか不安の方が大きかったのですが、皆様より多大なご支援をいただきながら事務所のメンバー全員で地道に仕事に取り組むことで、少しずつ体制が整ってまいりました。現在、当事務所には私を含めて4名の弁護士が在籍しており、各自が得意分野を持つことによって、総合的かつ専門性の高い良質な法的サービスの提供に努めています。

私自身は、遺言・相続、高齢者福祉、不動産、自治体法務の分野に特に関心をもって取り組んでいます。

遺言・相続については、弁護士5名、税理士5名、司法書士5名で一般社団法人相続あんしんサポーターを設立し、研究とセミナー、相談活動に取り組んでいます。研究活動としては、昨年は家族信託制度を研究し、今年は事業承継制度を研究しています。セミナー活動としては、相談者が弁護士、税理士、司法書士に遺言や相続税について相談する場面を寸劇風に仕立てたセミナーを開催しています。相談活動としては、弁護士、税理士、司法書士が3名1チームで相談を受けることで総合的にアドバイスできる態勢で取り組んでいます。

高齢者福祉については、成年後見人としての活動以外にも、自治体や社会福祉協議会の高齢者福祉に関する委員会の委員を複数お引き受けしており、成年後見制度に関する講演も多数行っています。

不動産については、不動産関連の顧問先が多いことから取扱い案件が多いだけでなく、破産管財人や相続財産管理人として売却困難な不動産の売却に取り組むことで経験を積んでまいりました。

自治体法務については、自治体からの相談案件、訴訟案件を受任しているほか、昨年3月まで3年間、多摩市総合オンブズマンを務めました。また、昨年、弁護士有志で多摩自治体法務研究会を立ち上げ、研鑽に努めています。

私どもは西川所長の遺志をついで、これからも地域に根ざした総合的な法律事務所を継続してまいりますので、今後もこれまでと同様お付き合いいただき、ご指導いただけますことをお願い申し上げます。

弁護士法人八王子ひまわり法律事務所
代表社員 弁護士 古川 健太郎



寄稿文

税理士
谷口 健吉



相続税の大増税に思う!!

平成27年1月1日以後の相続から、相続税が増税される。「大増税となる!」と言ってもいいだろう。

内容は、基礎控除額(この額までは相続税がかからないというもの)が、次のように40%も減額される。

平成26年12月31日まで

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

平成27年1月1日以後

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

例えば、相続人が配偶者と子供が2人の場合、現行は8,000万円だが、改正後は4,800万円となるわけだ。

国の統計によると、現在の相続税の課税割合(死亡者数に対する相続税の申告割合)は、平成24年分で4.25%と、100人に4人強になっているようだ。

改正後(来年から)は、この課税割合は7%後半となり100人に7~8人が課税対象となると予想されている。

果たして、そうであろうか? この数値は、全国平均のものであることをご存じでしょうか?

私は、毎月1回の東北地方への出張があり、また、その他の地方の相続税の申告の依頼も少なくないので課税庁の定める「路線価額」を視る(比較する)と驚くべきことが分かります。

岩手県大船渡市の某駅の近辺の住宅地の路線価額は1㎡当たり3万円を下回っている。同県内の柴波郡某町の区画整理地内のキッチンと整備された地域も、また、青森県八戸市の比較的良好な場所もみな同様である。

都心部はどうでしょうか? 有名な田園調布は40万円を超えており、杉並区の某所でも30万円超である。

仮に、田園調布に約50坪の土地を所有している場合、それだけで6,600万円となってしまいます。

相続対策の相談を受けたある地主様が所有する銀座の商業地は、なんと800万円を超えており、この土地だけで12億円となる状況である。持つ者の悩みと言えればそれまでだが、大変なことである。

つまり、都心部に土地を所有している方の相続人は、ほとんどの方が相続税の負担者になると言っても過言ではあるまい。脅かすわけではないが、覚悟はしておく必要があるだろう。

1

最近、ハウスメーカーや信託銀行の主催する「相続対策セミナー」の広告が多く見られる。

『相続対策でアパート・マンションを!』と、言ったキャッチフレーズである。

アパート建築は、相続税を減らす大きな効果があるのは事実である、が、リスクはどうだろうか。

バブルの時代に、同様の手口(?)でアパートを建築した人たちの多くが、20数年経った今、現状に苦しんでいる。

家賃が下げられ、空き家が増え、借金の返済に行き詰まっているのだ。

ちなみに、総務省の調査では2013年の空き家率は、全国平均だが13.5%と発表されている。

少子高齢化が叫ばれる今、ハウスメーカーなどの勤める建築計画には、特に慎重な検討が必要でしょう。

2 『養子縁組をすると相続税が安くなる!』 と、いうのはどうだろうか?これも、その通りなのである。

簡単に言えば子供が一人増える結果となり、仕組みの解説は省くが、次に示すような効果があるのだ。

| 相続財産額 | 相続人が配偶者と子供2人 | | 相続人が配偶者と子供2人 | | 養子縁組による効果 | |
|-------|--------------|--------|--------------|---------|-----------|--------|
| | 合計3人の場合 | | 養子1人 | 合計4人の場合 | | |
| | 税額(千円) | 負担税率 | 税額(千円) | 負担税率 | 税額(千円) | 負担税率 |
| 1億円 | 6,300 | 6.30% | 5,750 | 5.75% | -550 | -0.55% |
| 2億円 | 27,000 | 13.50% | 24,350 | 12.18% | -2,650 | -1.32% |
| 3億円 | 57,200 | 19.07% | 50,800 | 16.93% | -6,400 | -2.14% |
| 4億円 | 92,200 | 23.05% | 83,099 | 20.77% | -9,101 | -2.28% |
| 5億円 | 131,100 | 26.22% | 119,250 | 23.85% | -11,850 | -2.37% |

ならば、『養子を沢山していたら効果は抜群?』と考える方もいるかも知れないが、そんなに甘くはない。

税法は、養子の数を「実子がいる場合は1人まで、実子がない場合でも2人まで。」と制限している。

つまり、3人の孫を養子にしたとしても、税金の計算上は3人を1人としてカウントするというものだ。

3 『生前贈与を、計画的に・・・!』と、「コツコツと孫やひ孫名義の預貯金を作っている方」、大丈夫ですか?

相続税の調査では、被相続人(亡くなった方)の預貯金の動きをつぶさ(ほぼ完璧)に調べて参ります。

被相続人の預金口座から相続人や孫たちに移動したものは、100%把握してくると言っていていいでしょう。

相続税の申告に際しては、被相続人の名義の預貯金を意識的に除いたら、これは脱税です。

しかし、相続人やそのほかの親族の名義のものは、『除いても平気かな?』と、相続財産に入れない方が、非常に多いようです。

私は、相続税の申告の依頼を受けた際には、必ず、『親族名義のものは、生前に贈与されたものですか?それとも、名義を借りている預金ですか?』と質問し、その預金のできた経過を何年も遡って調べます。

つまり、税務署と同じような質問をし、同じような調査をしています。いわば、税務調査の予行演習です。

なぜかと聞かれたら、『税務調査(マルサではない通常の任意調査)で指摘される一等賞が、被相続人以外の者の名義となっている預金なのです。また、生命保険契約も同様です。』と、お話ししております。

少々お硬いお話ですが、「贈与」とは、贈与する者(贈与者)と贈与を受ける者(受贈者)との契約であり、お互いの『お前にこれあげるよ!ありがとう、もらうよ!』という意思があってはじめて有効になるものです。

チョット昔、鳩△とか言う元総理が毎月1,500万円もの大金を母親から送金されていたことについて、『秘書に任せていたので、知らなかった。』と言い、母親も『側近がしていたことで、知らなかった。』とうそぶいた。

お互いに知らなかったのなら絶対に贈与ではありません。でも、後日、国民への言い訳がましく贈与税の申告をし、納税をしておりましたね。(皆さんは、あんなことは絶対にしてはいけませんよ)

話が長くなりましたが、「贈与とは、贈与を受けた者がそのお金を自由に使えるようになる。」ということです。

税務調査で名義預金として捉えられ、相続財産に加算して修正申告になった例をいくつかあげましょう。

- ①子供や孫の預金通帳が数冊あったが、その印鑑が平素から被相続人が使っていたものと全て同じだった。
- ②かなり前に作った定期預金の証書があったが、娘は嫁に行ったのに元の姓のままだった。
- ③名義の人は遠隔地(北海道)に居るのに、預金の取引銀行が被相続人のメインバンク(東京)であった。
- ④定期預金の名義は孫であったが、毎年受け取る利息が被相続人の口座に入金されていた。
- ⑤子供名義の預金証書を妻が保管しており、子供はその存在を知らなかった(調査で子供が発言)。
- ⑥孫名義の預金口座から一部のお金が引き出され、被相続人の妻の買い物に使われていた。など…。

如何でしょうか、思い当たる節はございませんか?

さて、贈与税の基礎控除額の110万円を超える(例えば111万円)贈与をしたとして、贈与税の申告を済ませ、1,000円の贈与税を納付して、『贈与した証拠だ!』と、言っている方も多くいらっしゃいますね。

もちろん、申告書は「贈与をしたという一つの証明書」としての効力は大きなものがあるでしょう。

しかし、税務調査の現場でこんなことがありました。贈与税の「申告書の控え」を被相続人の妻が所有しており、贈与を受けたはずの本人たちは誰も知らなかった…。この決着のお話しは差し控えますが、明らかに贈与ではなかったと言う一つの例ですね。

では、どうしたらよいのでしょうか。やはり、贈与は契約ですから、「贈与契約書の作成」が最も有効と考えます。契約書に「お互いの氏名を自署」することで100%ですね。受贈者が15歳未満の場合は、その親が受贈者の氏名の下にでも親の氏名を自署し、認印で良いから押印しておくことで完璧と考えます。

贈与契約書の作り方は、八王子ひまわり法律事務所にお訪ね頂ければよろしいでしょう。

どうぞ、上手な相続税対策をして、万が一に備えて下さい。



交通事故～被害車両に関する損害(物損)について～

交通事故で車が壊れてしまった場合、どのような費用を請求できるでしょうか。

1 修理費と全損

事故車両の修理費は、修理が相当な場合に適正な修理費相当額が損害となります。

(1) 物理的全損

自動車のフレーム等車体の重要な本質的構造部分が事故によって重大な損害を受けた場合等、自動車の基幹部分に損害が加わり、修理によって回復不可能な損害が生じた場合は、物理的全損として、「事故車両と同等の車両価格」が損害として認められます。

この「事故車両と同等の車両価格」は、その事故車両の時価、すなわち中古車市場における価格をいい、同一車種、年式、型、同程度の使用状態、走行距離等の自動車を中古車市場で取得するための価格です。つまり、新車に買い替える場合のいわゆる新車価格ではありません。

自動車の中古車市場における価格を決める基準として、「オートガイド自動車価格月報」(通称「レッドブック」)、「中古車価格ガイドブック」(通称「イエローブック」)等を参考にします。

(2) 経済的全損

事故車両が物理的に修理が可能であっても、修理費用が車両価格を超える場合には、事故直前の車両価格の限度でしか賠償請求できません。

これを経済的全損といいます。

2 評価損

事故後、修理をしたにもかかわらず原状に回復しない損傷が残る場合、あるいは事故歴が付いたことにより評価の下落が見込まれる場合に、その減少分が損害となる場合があります。

下記の場合に評価損の発生が考えられます。

- ① 修理が一応終了したけれども、完全に修理できず、自動車が事故に遭う前に持っていた機能が減殺されるため交換価値が下がる場合
- ② 自動車が持っている機能は回復したが、外板や塗装面に補修跡が残るため交換価値が下がる場合
- ③ ①②が残らず完全に修復されたが、事故車が嫌われるために交換価値が低下する場合

①②の場合には、評価損が認められることが多いのですが、③の場合は争われるケースが多々あります。

裁判例を見ると、新車に近く(概ね初年度登録から1年以内)、外車や高級車である場合に、③の評価損が認められる場合があります。評価損が認められた場合の金額としては、概ね、事故車両の修理費を基準としてその10%程度の金額が多く、上限でも30%程度の金額です。

3 代車使用料

事故車両を修理している間、当該車両が使えなくなる代わりに使用する代車の使用料が、損害として認められる場合があります。

(1) 代車使用料が損害と認められる場合

代車を使用しても、代車使用料がいつも損害として認められるわけではありません。

裁判例で代車使用料が損害として認められるのは、当該車両を営業用に用いていた場合が多く、当該車両をマイカーとして使用していた場合には、代車使用料を損害として認めない場合がほとんどです。

代車を借りなくても、公共交通機関を利用することにより格別不具合が生じない場合には、公共交通機関を利用すべきであり、公共交通機関の利用限度で損害を認めれば足りるという考え方です。

(2) 代車使用料を認める期間

修理が可能な場合は「修理に相当な期間」、買い替えが必要な場合には「買い替えに通常要する期間」です。

具体的には、代車使用料が認められる修理期間は、1週間から2週間程度が通例ですが、部品の調達や営業車登録等の必要があるときは、それ以上の期間が認められる場合もあります。

もっとも、加害者が対物保険に加入している場合には、保険会社のアジャスターが事故車両を確認し、修理の範囲・方法について修理業者と協議するのが一般的であり、これらの協議ができないと修理に着手しないのが通常ですから、修理期間是对物保険の査定実務を踏まえた修理の準備期間を含めた修理期間を考えるべきです。

また、事故車両が全損の場合には、買い替え期間として1か月程度が相当であるとした裁判例があります。

(3) 代車使用料の金額

代車使用料は、通常の国産車で1日あたり5000円～1万5000円程度、高級車で1日あたり1万5000円～2万5000円程度の金額が認められています。

4 休車損

営業車が事故により損傷して営業ができなかったために損害が生じた場合、その損害を休車損として損害と認められる場合があります。但し、予備車両(遊休車)を使う等して事故車両の稼働部分を補い、事故前と同水準の売り上げ額を確保できた場合は、休車損が全額認められるものではありません。

5 登録手続関係費

全損のため、車両の買い替えが必要となったときに、新車や中古車を購入する際各種費用が必要となります。

このような費用のうち、損害として認められるものがあります。

①自動車取得税、②自動車重量税(新車購入のみ)は、原則として損害として認められます。

③自動車税、④自賠責保険料は、買換え時以降の分について還付制度があるので、損害として認められません。

⑤登録の際の費用(申請手数料、ナンバーの交付手数料等)、⑥車庫証明費用、⑦廃車費用は、大部分が購入者自ら手続を行えば必要のない費用であり、業者の手数料なので、原則として損害として認められません。

6 物損に対する慰謝料

一般的に、物損に対する慰謝料は認められません。

ごく例外的に、物損であっても、被害者のその物に対する特別の愛情が侵害された場合に、慰謝料が認められる可能性があります。まず認められないと考えた方が良いでしょう。



暴力団排除条例のお話～企業対応を中心に～ 第3回

1 はじめに

第2回では、東京都の暴力団排除条例(暴排条例)で定められている事業者に対する禁止行為のうち、威力を利用する目的で利益を供与することを禁止する規定(24条1項、同条2項)をご説明いたしました。

今回は、もう一つの事業者に対する禁止行為である、暴力団の運営を助長ないし活動に資することとなる利益供与の禁止規定をご説明いたします。

2 暴力団の運営を助長ないし活動に資することとなる利益供与の禁止

(1) 規定の内容

東京都の暴排条例では、事業者が、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者(暴力団員をイメージしてください。)又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならないこと、ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行とする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない、と定めております(24条3項)。

条例の文言を引用すると固くてわかりにくいと思いますが、以下でご説明しますとおり、実際に具体例をご覧いただければイメージしやすいかと思います。

なお、同条4項では、規制対象者等が事業者から利益供与を受けること等を禁止しております。

(2) 具体例

では、一体どのような行為が上記のように禁止されている行為に該当するかと申しますと、警視庁のホームページでは以下の行為が代表例として挙げられております。

ア) 禁止される行為

内装業者が、暴力団事務所であることを認識したうえで対立抗争に備えて壁に鉄板を補強する等の工事を行う行為

不動産業者が、暴力団事務所として使われることを知ったうえで、不動産を売却、賃貸する行為

ゴルフ場が、暴力団が主催していることを知って、ゴルフコンペ等を開催させる行為

飲食店が、暴力団員から、組の運営資金になることを知りながら、進んで物品を購入したり、サービスを受けて、その者に料金を支払う行為



イ)違反にならない行為

ただし、以下のような場合は、違反にはなりません。

- ①相手が暴力団員等であることを知らなかった場合
- ②「提供した利益が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること」を知らなかった場合
- ③「提供した利益が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること」にならない場合
- ④法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与する場合その他正当な理由がある場合

具体的には、以下のような場合は違反にはなりません。

【①の例】

レンタカー業者が会合のための送迎用に使用するとの説明を受けてマイクロバスを貸したところ、貸与した相手が暴力団員であることが後から判明した場合

【②の例】

飲食店が個人的に使用すると思い暴力団員に個室を貸したところ、結果的に組織の会合として使用されてしまった場合

【③の例】

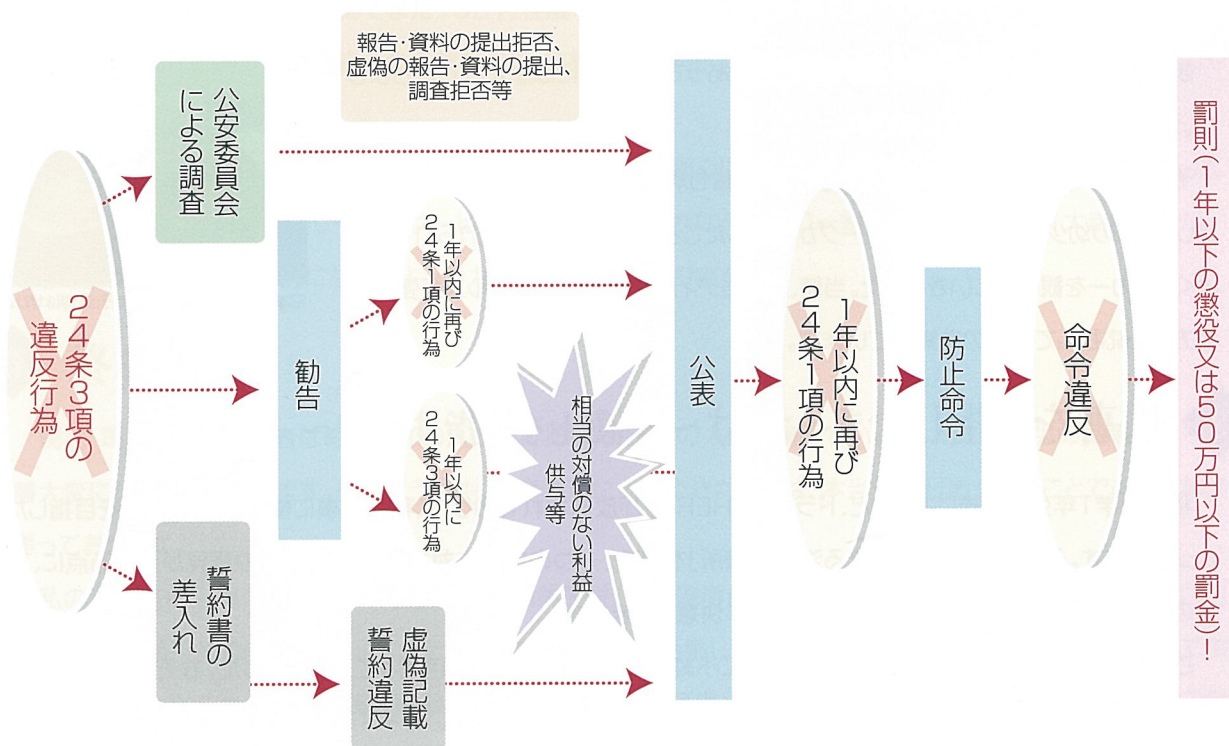
ホテルや葬祭業者が身内で執り行う暴力団員の冠婚葬祭のために、会場を貸し出す行為

【④の例】

建築物等の維持保全など、適法な状態を保つために、暴力団事務所の工事を行う行為

(3)違反した場合は!?

万が一、(2)アの具体例にあるような行為を行ってしまった場合の行政処分としては、以下のような流れとなります。第2回でご説明した24条1項の場合と若干異なりますので、図示してみます。



いかがでしたでしょうか。少しでも具体的なイメージをお伝えできていれば幸いです。次回は、契約時における注意事項等についてご説明したいと思います。

御挨拶

弁護士 内野 裕介



1 はじめまして

本年1月に入所いたしました内野裕介(うちのゆうすけ)と申します。この度は、縁あって当事務所に入所いたしました。みなさまには今後とも大変お世話になりますので、少しでも私のことを知っていただきたく、このような稿を設けていただきました。

私は、昭和62年生まれの27歳で、まだまだ若輩者ではありますが、その分フレッシュな気持ちで、フットワークの軽さを売りに、仕事に励んでゆきたいと思っております。

2 私の故郷

私は、静岡県の裾野市(沼津市の近くです。)で、生まれ育ちました。富士山の裾野であるから「裾野市」というように、富士山のふもとにあるところで、幼少のころから富士山を見て育ちました。よく、番組等での「富士山対決」と称するものでは、山梨県側から見た富士山に敗北してしまうことが多いですが、今でも家からみる富士山が最もきれいだと思っています。



家から見える富士山です。冬はもっとキレイです(笑)

また、沼津市まで行くと、沼津港があることもあって、魚介類には恵まれて育ちました。沼津港の海鮮丼はオススメですよ。



沼津港の海鮮丼です。沼津に行った際はぜひ。

そして、静岡県はサッカーの街ということで、私も幼少期からサッカーをしておりました。私の幼少期は、ちょうどJリーグが開幕したころで、私も両親に連れられて、よくサッカーを観戦しにいきました。当時、ヴェルディ川崎と清水エスパルスが強く、両方とも応援していたのを覚えています。

3 法曹を目指したきっかけ～弁護士を目指すまで～

私が中学1年生のときにちょうど、ドラマの「HERO」が放送されており、久利生検事に憧れたのが法曹を目指したきっかけです。その後、「行列のできる法律相談所」を見て、一つの問題に対する弁護士同士の意見が異なる点に、法律の面白さを感じて、改めて司法試験を目指す決意をしました。

このように、私は、テレビの影響という非常に不純な動機で司法試験を目指すことにしました。おそらく、知り合いに法曹関係者等がいなかったこともあり、私は、具体的な法曹の仕事についてイメージがついていなかったのだらうと思います。

しかし、大学、法科大学院を経る中で、エクスターンシップ等でお世話になった弁護士の先生が、法律相談等で依

頼者のためになんとか話を聞き出そうとしている姿を見て、依頼者の利益を最大限に考える弁護士という仕事に対し魅力を感じ、弁護士を志すことにしました。

4 司法修習時代

学生時代の努力が実り、司法試験に合格した後は、司法修習という法曹三者になるための研修があります。私は学生時代の恩師の先生に名古屋修習を勧められたという短絡的な理由で縁もゆかりもない名古屋において修習をしておりました。

司法修習では、名古屋の食文化を堪能して参りました。

個人的には、ひつまぶしがナンバーワンで、次点が手羽先でした。

修習では、特に、裁判修習において、裁判官が実際の訴訟において何を考えて、訴訟指揮をしているのかという部分を知ることができたことが非常に有意義であったと思います。これから弁護士として訴訟活動をする際に、生かしてゆきたいと思っております。



名古屋テレビ塔から撮影した夜景です。



あの有名なあつた蓬葉軒のひつまぶしです。

5 多摩の弁護士となってみて

私は、中央大学出身であり、大学時代の4年間を多摩で過ごしました。この度、大学時代を過ごした多摩に戻ってこられて、嬉しく思っております。大学時代は、多摩センター駅の周辺や高幡不動駅の周辺等でよく買い物をしておりましたので、非常に懐かしく感じております。

私は、弁護士として活動し始めてまだ10か月程度ではあり、まだまだ未熟な身ではございますが、依頼者のために一生懸命活動することで、依頼者の信頼を得て、結果として感謝していただけるというところに、弁護士としてのやりがいを感じております。

また、私は、当事務所に入所してから、多摩地区の弁護士の数が都心に比して、圧倒的に少ないということを知りました。

今後、私自身、多摩地区のリーガルサービスの向上という大きなテーマの一端を担えると思うと、大きなやりがいを感じますし、微力ながら力になれるよう努力したいと思っております。

6 終わりに

現在、司法試験の合格者は毎年2000人以上であり、弁護士の人数が増えている中、司法修習生の就職活動も一層大変になってきております。そのような中、当事務所に入所できたことは、本当に「縁」あつてのことであると私は思っております。

私の当事務所入所を決断してくださった、西川前所長、古川現所長、真野弁護士に感謝しつつ、これからは、「縁」あつて、当事務所に相談、ご依頼してくださった方々のために活動していくことで「縁」を広げてゆきたいと思っております。そのためには、少しでも皆様のお力になれるよう、日々研鑽を積んでゆきたいと思っております。皆様にご指導いただきまして、成長していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。




八王子 Hachioji Himawari Law Office
ひまわり法律事務所

弁護士 古川 健太郎 弁護士 真野 文恵
 弁護士 大山 晃平 弁護士 内野 裕介

〒192-0081 東京都八王子市横山町5-15 三井生命八王子ビル9階

JR中央線「八王子」駅より徒歩4分

お問い合わせは

TEL.042-646-2468 FAX.042-643-2451